

プライバシーマーク制度における期間の表記についての通則

1. 適用範囲

プライバシーマーク制度の運営に係る規程類について、期間の計算方法は、別段の定めがある場合を除き、この通則によるものとする。

2. 暦による期間の計算

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

3. 期間の開始日と満了日の定め

(1) 「平成〇〇年〇月〇日からX年間（Xヶ月間）」という期間の定め方をしたときは、「平成〇〇年〇月〇日」は期間に算入せずその翌日を開始日とし、最後の年（月）の〇月〇日（〇日）を満了日とする。

ただし、契約締結日が「平成〇〇年〇月〇日」の前日以前のプライバシーマーク付与契約書において、契約の有効期間は「平成〇〇年〇月〇日」を開始日とし最後の年の〇月〇日の前日を満了日とする。

【例1】

「平成XX年6月20日から2年間」と定めた場合、期間の開始日は平成XX年6月21日で、期間の満了日は2年後の6月20日になる。

【例2】

契約締結日が平成29年6月15日であるプライバシーマーク付与契約において、「この契約の有効期間は平成29年6月30日より2年間とする。」と定めた場合、平成29年6月30日を有効期間の開始日とし、満了日は平成31年6月29日になる。

(2) 「平成XX年〇月〇日のmヶ月前からnヶ月前まで」という期間の定め方をしたときは、mヶ月前に相当する日は期間に算入せずその翌日を開始日とし、nヶ月前に相当する日を満了日とする。

【例】

「平成XX年6月20日の4ヶ月前から3ヶ月前まで」と定めた場合、期間の開始日は平成XX年2月21日で、期間の満了日は平成XX年3月20日になる。

(3) 開始日を明記せず「10日以内」、「3ヶ月以内」という期間の定め方をしたときは、発信した日の3日後を開始日とし、満了日はその開始日に相当する日の前日とする。

【例】

平成XX年6月20日に発信した文書で、「3ヶ月以内」と定めた場合、期間の開始日は平成XX年6月23日で、期間の満了日は平成XX年9月22日になる。

(4) 月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日を期間の満了日とする。

【例】

「平成XX年1月31日から1ヶ月」と定めた場合、上記(1)により期間の末日は2月31日になるが、その日は存在しないため、末日は以下のようになる。

- ① 平成XX年が閏年でないときは、2月28日
- ② 平成XX年が閏年のときは、2月29日

4. 期間の満了

期間はその満了日の終了によって満了する。ただしその日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日その他の休日に当たるときは、次の営業日の終了によって満了する。

【例】 期間の満了日が平成XX年9月21日のとき

同9月21日の終了によって満了となる。

⇒ 9月21日が土曜日のときは、9月23日(月)の終了によって満了となる。

⇒ 9月23日(月)も秋分の日で休日のときは、9月24日(火)の終了によって満了となる。

5. 改正

この通則の改正は、プライバシーマーク付与機関が行う。

6. 施行

この通則は、平成29年7月15日から施行する。